

鬼北町議会 12月定例会

第4回鬼北町議会定例会は12月8日に開催されました。会では議案18件、同意1件、発議5件が提案され、全ての案件について原案のとおり可決されました。

議案

- 鬼北町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 鬼北町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 鬼北町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 鬼北町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 工事請負契約（史跡等妙寺旧境内ガイダンス施設建設工事（展示工事）の締結について
- 財産の取得について
- 令和4年度鬼北町一般会計補正予算（第6号）について
- 令和4年度鬼北町用品調達特別会計補正予算（第1号）について
- 令和4年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

● 令和4年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について

● 令和4年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

● 令和4年度鬼北町公共浄化槽等整備推進事業特別会計補正予算（第2号）について

● 令和4年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

● 令和4年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

● 令和4年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について

同意
● 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について

発議
● 議会改革特別委員会の設置及び委員の選任について

● 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

一般質問

◆中山 定則 議員
〔保育所・認定こども園の運営等について〕

問 令和5年度から町内保育所が7園から3園に再編されるが、3園の入所申込み状況はどうか。また、来年度の職員配置は、余裕あるものになる見込みか。

答 12月1日現在の3園の申し込み状況は、現在建設中の統合保育所は、定員150人に対し、入所希望者が133名（入所率88・7%）、さくら保育所は、定員80人に対し65名（入所率81・3%）、小松・みどり統合保育所は、定員35人に対し28名（入所率80・0%）の状況である。

また、配置する保育士数の見込みは、建設中の統合保育所が38名、さくら保育所が22名、小松・みどり統合保育所が11名程度を見込んでおり、統合前の保育所の保育士を、統合する保育所に集約した保育士数と、ほぼ同じ保育士数の配置となる見込みである。

なお、この配置数は、厚生労働省の定める児童福祉施設最低基準の職員配置基準（0歳児3人に1人、1・2歳児6人に1人、3歳児20人に1人、4歳児以上30人に1人）を十分に満たす人員配置としており、安心・安全な保育サービスの提供と、新たな保育サービスの対応可能な人員を確保できるものと考えている。

問 統合保育所を認定こども園にしなかつた理由、認定こども園となる、さくら保育所・小松保育所は、認定こども園の認定基準を満たす改修を行ったか。また、統合保育所内に計画通り子育て支援センター「ゆめぼつけ」を移

設する予定か。

答 統合保育所を認定こども園にしなかつた理由は、今回の統廃合により既存の園が廃止され、新たな園に移らざるを得ない保育所利用者の皆さまに、継続して受け入れ可能な保育施設を提供することが必須であること、また、認定こども園として新たに受け入れが可能となる、3歳以上で保護者の就労状況に関わらず保育の必要性のない方の申し込みに対しては、他の2園を利用していたら、統合保育所への一極集中を避け、町内保育施設の有効活用と利用者数の平準化を図ったものである。

また、さくら保育所、小松保育所の認定こども園の基準を満たす改修については、保育所型の認定こども園へ移行する場合は、特設改修の必要性はないと確認している。

また、子育て支援センター「ゆめぼつけ」については、現在の好藤保育所から移設し、建設中の統合保育所内に、子育て支援室を設置し、継続して子育て支援の場として利用いただけることとしている。

問 再編後の新たな保育サービスの検討結果について。

答 昨年度の地区別説明会や保護者との意見交換会で説明した、認定こども園の設置、開所時間・閉所時間の延長、土曜保育の実施、一時預かり、日曜保育等の実施に関しては、予定通り実施することとしている。

問 保育所遠距離通園費補助制度、子育て世帯特定地域居住支援事業費補助制度は、創設する予定であるか。

答 保育所の統廃合によって、最寄りの保育所が廃止される愛治・日吉・泉地

区の一部に居住される保育所利用者の方に、通園費の一部の補助を行う「保育所遠距離通園費補助制度」、また、子育て世帯の減少が著しく小学校の複式学級が増加している地域の民間住宅や、町営住宅に居住している子育て世帯に対し、家賃の一部補助を行い、定住を促す「子育て世帯特定地域居住支援事業費補助制度」については、ともに令和5年4月から施行する予定である。

問 統合後の閉所保育所の利用計画はできたのか。近永保育所については、取り壊して、4千㎡ある敷地の大部分を防災公園にする考えはないか。

答 統合後の閉所保育所の跡地利用については、現在、各公民館、自治会等に、今後の利活用に関する町民の方々の意向の取りまとめを依頼しているところである。既に、検討委員会等を組織されている地区もあると聞いており、地域の皆さんの意向にできるだけ沿った内容で、跡地の利活用について検討したい。

また、近永保育所については、閉所後、その一部を「病児・病後児保育施設」としての利用等を考えており、現在のところ、取り壊して防災公園にする考えはない。

問 公文書の保管管理について

答 現在、公文書については、現年度及び前年度作成の簿冊は、本庁の執務室内に、保存年限3年及び5年の簿冊を近永保育所横にある書庫に、保存年限10年及び永年保存の文書を、旧グリーンマート建物に保管している。保存されている文書の形態や厚さは様々な

で、何が何冊という把握はしていないが、仮に10cmの厚さのファイルに換算すると、2万2千冊分の文書が保管されていることになる。

問 一般会計補正予算で公文書書庫にかかる委託料が予算化されたが、どのような書庫をどこにいつ建設する計画か。

答 予定している場所は、近永保育所裏の線路沿いにある警察官舎跡地（約820㎡）の敷地である。

先日、入札により設計業者が決まり、今後、設計業者と詳細を協議することとなるが、先程の近永保育所横の書庫及び旧グリーンマート建物の保管文書並びに今後増加する永年文書を保管できる容量を確保できる設計を考えており、令和5年度中の完成を目指している。

問 公文書書庫完成後、現在書庫として使用している建物の利用計画は立てているか。

答 近永保育所横の書庫については、近永保育所と併せて、地域の方々に利活用を検討していただく予定としている。

また、グリーンマート跡地については、近永の中心部に位置していることから、今後、民間への貸付け、売却も含め、街中のにぎわい創出のために活用できる方法を検討したい。

問 今年度10月末までの転入者、転出者の人数及び年代、性別、移動地域を問う。また、鬼北町への移住促進を図るため、移住者に対して新たな支援をすることを考えはないか。

答 転入者は、男性82人、女性107人、計189人で、県内からの転入者

が117人、県外からは52人、海外から20人となっており、年齢別では

10代未満が21人	10代が10人
20代が58人	30代が25人
40代が19人	50代が18人
60代が19人	70代が3人
80代が9人	90代が7人

また、転出者は、男性63人、女性68人、計131人で、県内への転出者が71人、県外へは45人、海外に15人となっており、年齢別では

10代未満が11人	10代が19人
20代が46人	30代が15人
40代が11人	50代が8人
60代が4人	70代が3人
80代が9人	90代が5人

現在、首都圏で開催される移住フェアにおいて、移住希望者向けの相談会を実施しているほか、空き家活用補助事業を通じて、移住者の獲得に努めているところであり、更なる支援策として、特定地域における子育て世帯を対象とした賃貸住宅家賃補助、移住お試し住宅の整備、民間が整備する賃貸共同住宅への整備事業費補助金の創設等について検討している。

また、北宇和高校入学を目的に校區外から町内に世帯で転入される方への賃貸住宅家賃補助など、高校魅力化も兼ねた補助事業についても、検討を始めたところであり、移住者拡大に向け、取り組みの強化、充実に図りたい。

問 平成30年3月に策定された宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンに基づき鬼北町は今までのように取り組み、どのような成果があり、これからどう取り組んでいくのか。

答 鬼北町は宇和島市と定住自立圏の形成に関する協定を締結しており、「宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン」は、この協定の内容を踏まえ、地域の活性化と発展を図るため、適切に役割を分担しながら、圏域全体として目指すべき将来像やその実現のため、必要な具体的取組等を示すものである。

計画期間は、平成30年度から令和4年度までの5年間であり、内容については、「医療」「福祉」「教育」「産業振興」など、分類ごとに取組事業を定め、医療分野については、「適正受診啓発事業」のほか2事業。福祉分野については、「意思疎通支援共同実施事業」のほか3事業。教育分野については、「不登校児童生徒支援事業」のほか2事業。産業振興分野については、「創業・就業支援事業」のほか3事業。

そのほかにも、「移住・定住促進事業」や「職員合同研修事業」など、全体で20近い事業について、中心市である宇和島市と連携して圏域事業に取り組んでいるところである。

現在、宇和島市において、令和3年度における実施結果の取りまとめ、検証作業を進めているところであるが、今年度は計画期間の最終年度であるため、5年間の事業成果を検証の上、取組事業の見直しや新規取組事業の検討を行い、次期の「宇和島圏域定住自立圏共生ビジョン」において、取組事業の強化を図るとともに、圏域全体で事業の推進に取り組んでいきたい。

問 鬼北町長期総合計画の149ページ、「現状から見える課題」中「本町の田舎暮らしの魅力などの情報を届けたい層に届けていく必要があります。」とあるが、この課題は解決できたのか。

答 鬼北町の抱える課題は、農林業、商業の振興、雇用の創出、地域福祉の推進、交通環境の充実、防災のほか、その分野は多種にわたり、効果的な町の情報発信についても、その対策や課題解決に向けた取り組みを早期に進めるよう、担当課に指示しているところである。

◆兵頭 稔 議員
【水道事業について】
問 水道法第1条に、「清浄にして豊富低廉な水の供給を図りもって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする」とあるが、鬼北町の水道事業がこれに該当するのか。
答 鬼北町の水道事業については、質問に引用された条文の前提にある「この法律は、水道の布設及び管理を適正か

つ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって」という条文も含めて、法の趣旨にのっとり経営を行っている。

問 水道法施行規則第12条第2号に「料金がおおむね3年を通じ財政均衡を保つことができるよう設定されたものであること」とあるが、鬼北町の水道料金はこれを遵守されているか。
答 法令規則を遵守していると考えている。

問 鬼北町の水道料金の算定プロセスについて。
答 現行料金については、水道料金改定理由・改定の基本方針を作成し、「料金の算出根拠及び経常収支の概算」、「料金算出根拠年次明細書」、「財政収支計画表」、「料金収入・その他の収入内訳書」、「人件費一覧表」、「減価償却費明細」、「企業債年次別返済額明細書」等の資料を作成精査し算定しており、その内容を議会で説明した上で、議決をいただく、水道料金を決定している。

問 純利益が9千万、利益剰余金2億8千万もあるのに、財政融資金を借りなくてはならないのか。
答 令和3年度分の財政融資金5千110万円については、資本的収支にかかる建設改良費の財源として借り入れている。当該配水管布設替工事については、国庫補助対象外事業となるので、起債対象事業として実施したものである。決算上9千200万円程度の純利益の計上となったが、これは収益的収支での利益であり、資本的収支とは区別するもので、財政融資金を借りない理由にはならない。また、未処分利益剰余金2億8千753万円については、決算認定の際に議決をいただく、剰余金処分を行っており、自

己資本金への8千168万円の組入れのほか、減債積立金に2千万円、建設改良積立金に6千万円の積み立てをしているが、この積立金は資本的収支不足額の補てん財源となるので、財政融資金を借りてなお不足する財源を補うこととなっている。

【鬼北町の観光について】
問 令和3年度主要な施策の成果に「鬼北町にちなんだ商品開発を進め産業振興につなげます」とあり、その成果として、「鬼」関連物産品開発数89品となっているが、どのような品物があるか。
答 「鬼」関連物産品については、そのほとんどを「広見森の三角ぼうし」、「日吉夢産地」など、道の駅において開発、販売いただくなど、「鬼のまち鬼北町」のPRにも努めていただいている。

問 関連物産品目の内訳としては、「ピンプローチ」や「アクセサリー」など雑貨類が57品目、鬼米や鬼バウムクレーンなど食品類が32品目の合計89品目にも上り、昨年度は、日本郵便との包括連携協定により、新商品の「鬼北町オリジナルフレーン切手」を日本郵便で作成し、県内の全郵便局、徳島・高知・高松の中央郵便局で販売いただいているところであり、今後も地域や関係団体との連携により、関連商品の開発を進めてまいりたいと考えている。

◆山本 博 士 議員
【住民税非課税世帯等臨時特別給付金について】
問 どこかで線引きをしなければならぬのかもしれないが、少しの課税で給付金を受けられなかった方々の救済はできないものか。
答 質問の趣旨は十分に理解できるが、町としては、国の定めている基準に基づき、支給決定を行うことが妥当であり、今後継続して給付金が支給されることとなった場合には、給付金ごとに基準を変動させることは、公平さを欠く要因となりうることから、国の基準に準拠した扱いをしたいと考えている。

ているほか、休養センター1階の改修工事、休養センターと隣接するロッジの改修工事を予定しており、進入路整備、休養センター1階の改修工事の完成を来年3月下旬、ロッジの改修及び外構工事の完成を、来年6月と見込んでいるところである。

また、節安ふれあいの森については、観光行政のコンサルティング企業に現地を視察いただいたほか、県外でサウナ事業やアウトドア事業を展開する観光企業に現地視察を依頼し、再構築による施設の活用、整備について協議を予定しているが、専門家の意見も参考に、地域独自の観光資源を活用した観光拠点の施設整備についても、協議を進めていきたいと考えている。

◆山本 博 士 議員
【住民税非課税世帯等臨時特別給付金について】
問 どこかで線引きをしなければならぬのかもしれないが、少しの課税で給付金を受けられなかった方々の救済はできないものか。
答 質問の趣旨は十分に理解できるが、町としては、国の定めている基準に基づき、支給決定を行うことが妥当であり、今後継続して給付金が支給されることとなった場合には、給付金ごとに基準を変動させることは、公平さを欠く要因となりうることから、国の基準に準拠した扱いをしたいと考えている。

◆山本 博 士 議員
【プレミアム商品券について】
問 本当に苦しんでいる世帯、例えば5人家族で、5万で10万円のプレミアム商品券購入の権利があり、2万円分は購入できたが、3万円分は余裕がなくて購入できなかった、という世帯もある。また、今回もプレミアム

ム商品券販売準備業務委託料として、514万7千円の予算がかかっている。

補助金は、本当に困っている方、苦しんでいる方々を助けるためのものだと思いますが、町長としてどう思うのか。

答「プレミアム商品券販売事業」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波が繰り返される中、落ち込んでいく消費を下支えし、町内経済の活性化を主な目的としているが、販売単価を1セット5千円とし、世帯分の一括購入が困難な場合は、期間内であれば分割で何度でも購入いただけるなど、物価高騰の影響による家計負担の軽減、生活支援にも配慮した内容としている。

期間内において家族分すべてを購入入、また、期間内での利用が困難なケースも想定はされるが、7月から9月の期間において実施したプレミアム商品券においては、購入率は90%と、多くの方に購入いただき、本来の目的である地域経済の活性化、消費喚起を促す策として有効な手段、事業であると考えている。

ご指摘の「本当に苦しんでおられる方々への補助となっているのか」など、生活弱者の方々の救済、支援に直接繋がる性質の事業とは異なるが、物価高騰の影響を受ける町民の皆さまへの生活支援対策事業の一つとも捉えており、今後も実情に応じた支援策を検討するとともに、地域住民の皆さまの生活の安定を図る策を講じていきたい。

インボイス制度について

問インボイス制度の導入にあたり町の行財政にどのように影響するのか。

答「インボイス制度」においては、事業者が発行する請求書等がインボイス

(適格請求書)でなければ、買手である課税事業者は仕入税額控除を受けることができなくなり、負担する消費税額が増えることとなるため、地方公共団体においても、インボイス発行事業者としての登録申請を行い、インボイスを買手である事業者に交付するよう求められている。

また、来年度に特別会計から公営企業会計に移行する下水道事業を含め、水道事業、病院事業の公営企業会計については、現時点で既に消費税の申告を行っているが、事業者への課税売上が見込まれるため、インボイスを発行する必要があり、システム改修等の経費が発生するものと考えている。

問三角ぼうしなど道の駅、農協や市場に出荷されている方々及び免税事業者の方々に対して、インボイス制度の導入にあたりどのように対応する予定か。

答農協や市場に出されている方々は、インボイス制度の、農協特例と卸売市場特例により、インボイスの交付義務が免除されると聞いている。また、「森の三角ぼうし」と「日吉産地」については、インボイスに対応できるようにシステム改修を行い、直販部会員の方々などが出荷した商品のインボイスを、お客様に交付できるような対応を検討しているとの報告を受けている。

免税事業者の方でも、道の駅での販売が今まで通り行えるような対応を、町内2カ所の道の駅には指導していきたい。

問個人で頑張っている担い手の方、認定農業者の方々は、少しでも収益を増やそうと苦労して販路を開拓し頑張っているが、コロナ禍の中、売上も落ち、大変な時期に大変な負担増となる。町として支援や対応策を考えてないか。

答「インボイス制度」は、国の消費税に係る制度の導入であり、担い手の方や、認定農業者の方々だけでなく、農業以外でも町内で個人事業主として頑張っている全ての事業者の方々に、大変な負担増を課すものである。担い手の方、認定農業者の方々だけに支援することは考えていない。

◆福原良夫 議員

問ヤングケアラーの調査をしたことはあるか。

答愛媛県においては、令和4年7月5日から20日までの16日間、県内の公立小学校の5、6年生、公立中学校及び県立学校の児童生徒を対象に調査が実施されているが、鬼北町独自のヤングケアラーの調査は、実施していない。

問どのような支援をしているのか。

答子どもの健やかな育ちを支えるため、関係部局が協議・連携して支援を行っている。不登校の児童・生徒や、メンタル相談等で精神的に支援が必要なケースなどには、保健師が、家庭訪問等で信頼関係を構築しながら、必要な支援をケース会議等において検討し、ヤングケアラーを疑う事案が発生した場合には、側面的にサービスを提供するとともに、本人から訴え等があった場合には、児童相談所と連携して、保護する場合もある。

〔生理用品の無償配布について〕

問新型コロナウイルス感染拡大で、生活に不安を抱える女性を支援する取り組みが全国各地で行われている。鬼北町は、こういった取り組みをしているのか。

答鬼北町においても、愛媛県を通じて県内企業3社よりご提供いただいた生理用品を、昨年6月から無償配布して

いる。

配布については、女性のプライバシー等に配慮し、個人情報等を求めることなく、役場本庁の福祉窓口、保健センター、日吉支所窓口において配布しているほか、小学校や中学校の保健室等でも配布を行っている。

〔出産・子育て応援について〕

問チャイルドシートを購入した方に購入費の補助はできないか。

答保育所統廃合に併せた新たな子育て支援策として、令和5年度からチャイルドシートの購入補助を実施するよう検討を行っており、乳幼児1人につき1台、補助率3分の2、補助限度額を2万円とする方向で検討を進めている。

問出生前に、1人につき5万円とあるが、出生前には交付できないのか。

答支給の基準は、出生の時点で、居住期間や今後の定住に関して判断するため、出生前の交付については、現時点では考えていない。

問政府は、妊娠・出産した女性を支援する「出産準備金」を2023年1月から支給する方針を示した。予算が成立した場合、どのような支給方法にするのか。

答「出産・子育て応援ギフト」の支給方法は、子育て支援サービスの利用負担軽減につなげる観点から、自治体の判断・創意工夫により、産後ケア、一時預かり、家事・育児支援サービス等の利用料助成・利用料減免や出産・育児関連用品等の商品券(クーポン)の支給、妊婦健診の交通費やベビー用品の購入・レンタル費用等の助成など、幅広い支給方法を選択することが可能であるが、年度内に給付を開始する必要があるため、鬼北町では現金給付を予定している。